

医療センター ニュース

地方独立行政法人化記念号

号外

平成24年4月発行

三重県立総合医療センター

〒510-8561

四日市市大字日永5450-132

TEL(059)345-2321(代表)

E-mail:sogohos@pref.mie.jp

編集

三重県立総合医療センター広報紙編集委員会



県立総合医療センターの基本理念・基本方針

基本理念

- 救命救急、高度、特殊医療等を提供することにより、県の医療水準の向上に貢献します。
- 安全・安心で互いにささえあう社会の実現に向けて医療面から貢献します。

基本方針

- 患者の皆様の権利を尊重し、信頼と満足の得られるチーム医療を提供します。
- 県の基幹病院として医療水準の向上に努めるとともに、医療人材の育成に貢献します。
- 県内医療機関との連携を強化し、地域医療の充実に努めます。
- 職場環境を改善し、職員のモチベーションの向上に努めます。
- 責任と権限を明確にした自律的・自主的な経営を行います。

地方独立行政法人 三重県立総合医療センター 設立にあたって

三重県知事 鈴木 英敬



日々変わりゆく社会情勢や国の医療制度改革に迅速、柔軟に対応し、より効果的かつ効率的な運営と質の高いサービスの提供をめざして、県立総合医療センターは、平成24年4月から地方独立行政法人として運営することとなりました。

県立総合医療センターは、これまで北勢保健医療圏の中核的な病院として、がん、脳卒中、急性心筋梗塞などに関する高度医療を提供するとともに、地域医療を支援する病院として県民に対する医療の確保に貢献し、また、救命救急センター、地域周産期母子医療センター、災害拠点病院（基幹災害医療センター）、第二種感染症指定医療機関などの機能を有し、診療圏域を越えて本県の政策医療を提供する重要な役割を担ってきました。

近年、医療を取り巻く環境は、国の医療制度改革などによって医師や看護師の確保が困難になるなど非常に厳しくなるとともに、医療技術の進歩や疾病構造の変化に伴い医療ニーズが高度化・多様化するなど、急速に変化しています。

県立総合医療センターが、今後も刻々と変化する医療環境に対応し、将来にわたって求められる機能を確実に果たし、県民の皆様に良質で安全・安心な医療を継続的に提供していくためには、経営の責任と権限を明確にし、より自立性や機動性に優れた運営体制を構築する必要があると考え、地方独立行政法人に移行することとした。

今後は、県から独立した法人となり、病院長（理事長）の責任と権限のもとで病院運営を行い、独自の判断による組織の編成、職員の採用・配置、医療機器等の整備など医療ニーズへの迅速・柔軟な対応や、自主性が高まることによる職員のモチベーションの向上、経営意識の醸成といった地方独立行政法人化のメリットと効果を最大限生かしながら、高度医療や救急医療の充実など、良質な医療を提供できる体制を整備し、「医療サービスの一層の向上」と「継続的な財務体質の強化」を図っていくこととしています。

こうしたことを通じて、さらに魅力ある病院、多くの分野で高い評価を受けることのできる病院になっていくものと考えています。

そして、医療サービスの充実だけでなく、本県における医療人材の確保・育成への貢献、地域の中核病院としての地域医療への更なる貢献、大規模災害発生時等の非常時における医療救護等の確保への貢献などに当センターが取り組んでいくことにより、県民へのサービスの向上が図られ、県民の皆様の満足度向上につながっていくものと期待しています。

地方独立行政法人 三重県立総合医療センターの 新たなる出発にあたって

院長 高瀬 幸次郎



平成24年4月1日より、三重県立総合医療センターは、経営形態を地方独立行政法人に移行し船出しました。

簡単に三重県立総合医療センターの沿革を振り返りますと、昭和23年8月に三重県立医学専門学校、三重県立医科大学附属塩浜病院として発足し、その後、三重県立大学医学部附属病院として医療従事者の養成、高度医療の実践に大いに貢献してきました。昭和49年4月三重県立大学の国立移管に伴い、名称を三重県立総合塩浜病院と改めました。平成6年10月には、病院を現在の地に新築、移転し、名称を三重県立総合医療センターに変更し、充実した先進医療機器の装備の下、救急救命センターでの救急医療の提供、地域がん診療連携拠点病院としてがんに対する高度先進医療の提供、地域周産期母子医療センターでの母体、新生児への対応、県指定病院として感染症や災害への対応、医療従事者の養成など多くの役割を担ってきました。

このような総合医療センターの歴史60余年の歴史の中で社会や医療界は目まぐるしく変化しており、最近では、三重県でも医師をはじめとする医療従事者の不足は深刻な社会問題となってきております。今、本院に課せられた使命は、健全経営の下、社会の変化、要望に的確、迅速に対応することであり、その実践には、地方独立行政法人への移行が最も望ましいと県民の皆様に判断され、今回の出発となりました。

地方独立行政法人のメリットは、今まで以上に迅速、的確に社会のニーズに対応できることであり、さらに職員一人一人が県立総合医療センターの職員であることに自覚と誇りを持って日々研鑽、努力し、県民の皆様の安全と安心を確保するため貢献できることあります。



ドクターヘリ離発着訓練

当総合医療センターは、基本理念を、

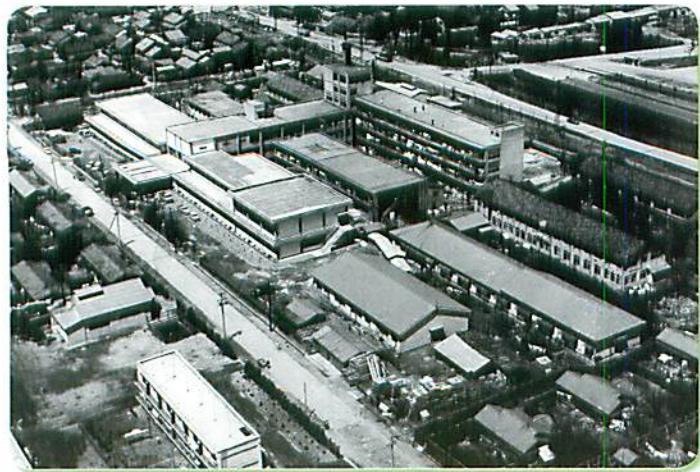
- 1 救命救急、高度、特殊医療を提供することにより、県の医療水準向上に貢献します。
- 2 安全、安心で互いにささえあう社会の実現に向けて医療面から貢献します。

しております。基本理念を実践するために今まで以上に職員一丸となり、努力し、県民の皆様に信頼される「地方独立行政法人三重県立総合医療センター」になるよう決意を新たにしております。

どうか皆様、今後も総合医療センターの更なる発展のためにご指導、ご協力を御願い申し上げます。

当院の歩み

- 昭和23年 8月 三重県医師会より旧海軍燃料廠附属病院を継承し三重県立医学専門学校・
三重県立医科大学附属塩浜病院として発足
- 昭和35年 1月 県立大学行政機構改革に伴い三重県立大学医学部附属塩浜病院へ改称
- 昭和41年 5月 「救急病院等を定める省令」に基づき救急病院の告示
- 昭和49年 4月 県立大学の国立移管により三重県立大学医学部附属塩浜病院を廃止し、
三重県立中央病院として発足
- 平成 4 年 1 月 県立総合医療センター建設工事着工
- 平成 6 年 6 月 総合医療センター建設工事完成
9月 県立総合塩浜病院閉院
- 10月 県立総合医療センター開院 救急病院の指定
- 平成 7 年 4 月 N I C U 施設承認
- 平成 8 年 2 月 エイズ拠点病院の選定
- 平成 9 年 1 月 災害拠点病院の指定
4月 第二種感染症病床指定医療機関の指定
- 平成14年 8月 地域がん診療拠点病院の指定
- 平成15年 3月 地域周産期母子医療センターの選定
- 平成16年 2月 財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価認定取得
- 平成20年 4月 災害用地下水供給システム稼動
- 平成21年 4月 D P C (医療費定額支払制度) 開始
- 平成24年 4月 地方独立行政法人三重県立総合医療センター発足



県立総合塩浜病院（昭和39年当時）



県立総合医療センター